

有料職業紹介事業における手数料及び返金規定

1. 手数料制度の概要

当社は、職業安定法第 32 条の 13 に基づき、有料職業紹介事業における手数料について「届出制手数料表」を厚生労働省へ届け出ております。以下の基準に従い、求人者様に対して紹介手数料を請求いたします。

2. 手数料表(表形式)

区分	手数料率(上限)	手数料算出基準	備考
正社員紹介	年収の 40%(税別)	年収(基本給+賞与+諸手当)×40%	交通費は除く
パート・アルバイト紹介	月収換算額の 40%(税別)	月収×12ヶ月×40%	雇用期間に応じて調整

3. 手数料発生タイミング

求職者が就業を開始し、所定の手続きが完了した時点で手数料が発生します。請求は契約に基づき行い、分割支払いにも対応可能です。

4. 返金規定(早期退職時)

勤続期間	返金割合
入職 90 日以内	50%返金
91 日～180 日以内	25%返金
181 日以上	返金なし

※手数料及び返金条件の詳細は、個別契約書にて定めます。

株式会社 VLABOR
〒231-0015
神奈川県横浜市中区尾上町 4-57
横浜尾上町ビルディング 8F
TEL 045-285-6021